

(仮称)奈良県立高等学校教育改革推進会議の設置について (案)

1 設置理由

- ・ 県立高等学校適正化の推進に係る検証報告書（令和 3 年 11 月奈良県教育委員会）においては、『(仮称) 高校教育改革推進会議』を設置することとし、(中略) 教育に関わる課題全般に対する検証や競技を継続的に行い、次期適正化につなげていくこととしている。』との対応策を示している。
- ・ 今回の奈良県立高等学校入学者選抜に関する検討において、入学者選抜の検討においても、高等学校教育全般の検討が必要であることが改めて確認された。

2 設置形態

条例設置

奈良県附属機関に関する条例（以下、「同条例」という。）別表（第一条関係）に以下の案のように規定

(案)

高等学校教育改革推進会議	高等学校教育施策についての重要事項の審議に関する事務
--------------	----------------------------

3 組織、運営等

同条例第 2 条に基づき、教育委員会規則「(仮称) 高等学校教育改革推進会議規則」を制定し、この規則において、同会議の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

4 その他

条例、規則の施行は、令和 5 年 4 月 1 日の予定